

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【会社名】	株式会社ファーストエスコ
【英訳名】	The First Energy Service Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島崎 知格
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目10番2号
【電話番号】	03-3538-5980
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 小池 久士
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目10番2号
【電話番号】	03-3538-5980
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 小池 久士
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 479,997,150円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	55,491株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成23年2月10日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	55,491株	479,997,150	239,998,575
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	55,491株	479,997,150	239,998,575

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は239,998,575円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
8,650	4,325	1株	平成23年2月28日(月)	-	平成23年2月28日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3. 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本普通株式に係る割当は行われないこととなります。

4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

申込取扱場所	所在地
株式会社ファーストエスコ 本店 財務経理部	東京都中央区京橋二丁目10番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町6丁目6番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
479,997,150	3,500,000	476,497,150

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額には、弁護士報酬費用(300万円)、外部調査機関調査費用等(50万円)が含まれております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
省エネルギー支援サービス事業		
（ア）オンサイト発電設備等の改修費用	236	平成23年4月～11月
（イ）オンサイト発電事業の設備稼働増加に伴う原材料費等	140	平成23年7月～9月
グリーンエナジー事業		
（ウ）当社100%子会社である株式会社日田ウッドパワーのバイオマス発電設備の改修費用	100	平成23年8月

当社グループの事業基盤は、省エネルギー支援サービス事業とグリーンエナジー事業の2つの事業によっております。省エネルギー支援サービス事業では、天然ガスや重油を燃料とした発電設備を顧客工場等に設置し、電力の供給と共に蒸気等の供給をするコージェネレーションオンサイト自家発電事業（オンサイト発電事業）と、大規模商業施設などを対象とした照明・空調・冷蔵冷凍機器などの最適なコントロールによるエネルギー削減を提供する省エネルギー・コスト削減サービスを行う事業を営んでおります。また、グリーンエナジー事業では、再生可能な自然エネルギーとして木質バイオマスを燃料とする発電所を運営し、電気その他、新エネルギー等電気相当量の証書（RPSクレジット）の販売を行う事業を営んでおります。

当社グループは、後記第3.1.c「割当予定先の選定理由」に記載の通り、平成20年をピークとする重油価格の高騰を契機として、電力小売事業は大幅な営業赤字を余儀なくされ、またバイオマス発電事業においても燃料である木質チップの不足や価格の高騰、さらには設備のトラブルなども相まって大幅な営業赤字を計上する事態となるなど、財務上の問題が生じており、その状況に対応するため、重要な経営課題として、上記の2つの事業収益性の改善が必要であると考えております。

本第三者割当増資に関連して、具体的に事業収益性の改善のために行うことが想定される施策は、下記（ア）乃至（ウ）の通りであり、本第三者割当増資により得られる資金は、これらのために用いられる予定です。

なお、これらの対策のうち下記（ア）及び（ウ）の設備改修については、平成22年2月の時点において、省エネルギー支援サービス事業で160百万円、グリーンエナジー事業で100百万円の資金が必要であるとの判断から、平成22年2月26日開催の当社取締役会において三田証券株式会社を割当先とする新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしました。本新株予約権は、発行総数4,400個、発行価額総額968,000円（新株予約権1個当たり220円）で、新株予約権権利行使1個につき当社普通株式5株（総数22,000株）を新たに発行するもので、平成22年3月15日に発行及び払込みを完了しております。当該新株予約権は、1株あたりの当初行使価格を発行決議日の前営業日の終値（10,680円）とし、以降毎月曜日の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の日通し出来高加重平均価格の90％に相当する金額に修正する行使価格修正条項（下限行使価格が10,680円、上限行使価格が21,360円）が付されているという特徴を有しております。当社は、当初行使価格を基準に、本新株予約権のすべてが行使されることを想定して、新株予約権発行価額総額を含め235,928,000円の資金調達を見込んでおりました。しかし、当社の株価が下限行使価格である10,680円を下回る水準で推移したことにより、権利行使が想定どおり進捗せず、本新株予約権は平成22年3月23日に100個（500株）、平成22年4月15日に100個（500株）が行使価格10,680円で権利行使され、総額10,680,000円の払込みを得たのみに留まり、当初計画した資金需要を満たす結果とはなっておりません。

（ア）オンサイト発電設備等の改修費用

オンサイト発電設備とは、顧客の事業所（主に生産系の工場）で使用する、電気と蒸気を供給するための自家発電設備の一種です。主に重油やLNGを燃料とする原動機を使い、発電機に加えて廃熱回収ボイラ等を併設することにより、1系統の駆動系から2種類のエネルギーを出力することで、コージェネレーション発電設備と呼ばれ、極めて高いエネルギー変換効率を実現します。当社が既に顧客との間で契約をしているオンサイト発電設備では、設備の稼働時間が12,000時間や24,000時間に到達すると、設備メーカーの推奨する部品の交換やオーバーホール等の大規模整備を実施する必要があります。こうした定期整備は、法定の点検整備のほか、効率改善を目的とした追加設備を導入することや、日常のメンテナンスコストの低減に繋がるアップグレード、メンテナンスフリー部品への換装作業等を併せて実施しております。平成22年2月に計画した、これらの追加的な効率改善投資160百万円に関しましては、前述の通り、三田証券に発行した新株予約権の行使による資金調達では賄うことができず、平成22年10月に33百万円を自己資金からの支出により一部を実施いたしました。なお今後、実施すべき効率改善投資の費用及び実施時期は、平成23年4月に43百万円、5月に44百万円、6月に40百万円、9月に67百万円、11月に42百万円、全体として236百万円を見込んでおり、本第三者割当増資により調達する資金を充当する予定です。この改善を実施することにより、従来は日常整備コストとして必要であった日常保守委託料、消耗部品代、またはトラブル停止時の電力補償料等の経費の節減で、年間50百万円程度の収益改善を見込んでおります。

（イ）省エネルギー支援サービス事業の設備稼働増加に伴う原材料費等

当社のオンサイト発電事業の顧客であるメーカーの工場では、オンサイト発電による電気その他、電力会社からも電気の供給を受けて生産設備を稼働させております。数年前は電力会社から購入する電気よりも当社のオンサイト発電による電気が安価であったため、オンサイト発電の電気を利用することが顧客にとってコストメリットがありました。近年のLNG、重油等の高騰により、オンサイト発電設備の設備利用率は低水準となっております。しかし、電力会社の夏季に当たる7月～9月については、電力従量料金が高額の設定となっていることに加え、電力会社からの供給に替えてオンサイト発電設備を積極的に利用する傾向となっております。

こうした顧客の設備利用状況の季節性の影響により、当社が調達する燃料関係費は、その他の時期と比較して約1ヶ月あたり50百万円程度増加することが予想されます。当社の調達するLNGや重油の供給元への代金決済は、前払いまたは月末締め翌月15日であり、一方、顧客から回収するエネルギーサービス料は月末締め翌月末若しくは翌々10日前後と支払と回収のサイトに約2ヶ月以上のずれが生じており、この間の資金確保が必要となります。

また、顧客企業が当社のオンサイト発電設備を利用する状況は、様々な外部環境の変化により増減することが予想され、それらの変化に柔軟に対応するための燃料関係費等の資金を確保する必要があります。平成22年の夏季においては、エコカー補助金の最終締切が迫り駆け込み需要が増加したこと等の影響から、自動車関連産業の顧客の設備稼働率が高水準で推移しました。この他、オンサイト発電設備の燃料であるLNG、重油等の価格の変動や、顧客の都合による生産設備の稼働状況の変化などで当社の燃料関係費に必要な資金は増減することとなります。

本第三者割当増資により調達する予定額のうち140百万円は、これら燃料関係費等に充当する予定です。またこれによりオンサイト発電事業の安定的な事業運営を継続することが可能となります。

- (ウ) 当社100%子会社である株式会社日田ウッドパワーのバイオマス発電設備の改修費用

当社グループの運営する日田ウッドパワー発電所は操業開始から約4年が経過し、設備の操業安定度が向上してきております。しかし、バイオマス発電設備の特徴として、木質チップを燃料とする影響により、ボイラー内部の伝熱管は定常的に磨耗が進行し、このため定期的な補修を必要としております。この補修に係る定期整備の頻度としては、1年間に2度の定期整備を実施しており、また日数的には合計30日を要している状況です。本来その他の部位を整備するのに必要な定期整備は、1年間に1度であることから、伝熱管を長寿命化することにより定期整備の頻度を下げることが可能となります。

こうした要請から、当社では各種の試行錯誤を実施した結果、ボイラ水管に特殊な硬化加工を施すことによって補修を要する磨耗限度に達するまでの時間を延長することに成功しました。これにより層内管の補修に年間60百万円程度かかっていたコストの低減や、停止整備の短縮による増収効果が期待されます。この設備改修には126百万円の投資が必要であり、この設備改修による効果は、従前の定期整備インターバルの延長による増収効果、およびボイラー水管の補修整備の削減効果を合わせて年間約50百万円程度の改善となる見通しです。

この定期整備実施の時期は、平成23年6月を、定期整備実施に要した費用の支出の時期は同年8月を予定しております。

なお、上記各項目の支払実行までの資金管理につきましては、資金の流動性が確保され比較的风险の低い銀行預金にて運用する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	日本テクノ株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 馬本 英一
資本金	5億7194万2980円
事業の内容	変電設備保安管理業、電力小売業
主たる出資者及びその出資比率	馬本 英一 22,768株 70.76% 東邦電子(株) 5,075株 15.77% 三菱UFJキャピタル(株) 745株 2.32% りそなキャピタル(株) 625株 1.94% エレクス(株) 490株 1.52%

b. 提出者と割当予定先との関係（平成23年2月10日現在）

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	3,902株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	平成22年12月、当社子会社であった株式会社フェスコパワーステーション滋賀の全株式を譲渡しております。 発電所運営に関する業務を受託しております。 (平成23年6月期受注実績3百万円)	

(注) 1. 平成22年12月3日付け当社及び日本テクノ株式会社間の株式譲渡契約に基づき、当社は、同日付けで、日本テクノ株式会社に対して株式会社フェスコパワーステーション滋賀の全株式を1,000万円で譲渡しております。

2. 平成22年12月3日付け当社及び日本テクノ株式会社間の株式譲渡契約に関連し、当社は、同日付けで、日本テクノ株式会社より株式会社フェスコパワーステーション滋賀の発電事業の運営再開に関する業務を受託しております。業務内容は整備実施（発電所の再起動の為に必要な原動機、発電機及び各種補器類の整備並びに報告書の提出）や発電事業再開のために必要な協力（発電所の試運転需給電力契約締結及び発電所運転要員の再編成の為に協議の実施等）です。

c. 割当予定先の選定理由

(ア) 割当予定先の選定の背景

当社グループは、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」記載の通り、「省エネルギー支援サービス事業」及び「グリーンエネルギー事業」の2つの事業分野を営んでおります。

当社グループでは、平成18年以降、バイオマス発電所3基の稼働開始、電力小売事業の開始などにより大きく売上を伸ばしてきました。しかし、平成20年をピークとする重油価格の高騰を契機として、電力小売事業は大幅な営業赤字を余儀なくされ、またバイオマス発電事業においても燃料である木質チップの不足や価格の高騰、さらには設備のトラブルなども相まって大幅な営業赤字を計上する事態となりました。

こうした状況を打開するため、当社グループでは大幅な事業構造の改革に着手することとなりました。まず、赤字事業の整理、および事業リスクの低減を目的として平成21年4月には当時当社事業の1セグメントを構成していた電力小売事業から撤退し、当社の子会社であった株式会社F - Power、株式会社フェスコパワーステーション群馬、株式会社中袖クリーンパワー及び株式会社新潟ニューエネルギーの株式を譲渡したこと等により、前記2事業に資源を集中することが可能な体制を整備いたしました。またこれと並行して、「省エネルギー支援サービス事業」においては、平成20年7月以降、顧客に提供しているオンサイト発電設備の効率改善と設備安定度確保のための設備の改修や、商業系施設、業務系施設の省エネルギー設備の効率改善を進めております。

一方「グリーンエネルギー事業」においては、これまでの発電所を所有、運営する一体型の事業モデルから、木質バイオマス発電を側面支援する分業型の事業モデルへと転換を図っております。これは木質バイオマス発電事業が、木質チップ燃料の価格変動リスクに大きく晒される事業である反面、こうした原価の変動を製品である電気や環境価値の価格に転嫁できない性質の事業であるためです。こうした事業リスクを排除し、木質バイオマスの有効利用に関するノウハウを提供することで収益を得て行く事業へと転換することにより、当社グループの事業リスクを大きく低減させることを目指したものです。このため、上記価格リスクにさらされざるを得ないバイオマス発電所の譲渡なども視野に入れた、大幅な改革を目指したものとなりました。

このように、当社は事業構造改革を進めておりますが、電力小売事業の分割譲渡による大幅な特別損失や、各バイオマス発電所における保守整備コストの上昇や、燃料木質チップ等の価格高騰による営業赤字が継続する等の理由により、第14期連結会計年度(平成21年7月1日至平成22年6月30日)まで3期連続で大幅な純損失(第12期 1,115,035千円、第13期 4,113,903千円、第14期 2,870,424千円)を計上することとなりました。また、当社の子会社であり、バイオマス発電事業会社であった株式会社岩国ウッドパワー、株式会社日田ウッドパワー、株式会社白河ウッドパワーがそれぞれ発電所建設資金をシンジケート・ローンにより調達しておりましたが、各シンジケート・ローン契約において定められる財務制限条項のうちDSCR(デット・サービス・カバレッジ・レシオ)が、平成21年6月期の各単体の企業業績において、規定の数値を上回り、同条項に抵触し、また平成22年6月期にもおいて引き続き抵触状態が継続することとなりました。これらの事態により、当社連結グループの、第13期連結会計年度(自平成20年7月1日至平成21年6月30日)、第14期連結会計年度(自平成21年7月1日至平成22年6月30日)の有価証券報告書には継続企業の前題に関する注記が付されております。

このような状況のもと、当社は事業基盤の再構築と財務体質の改善を行っていくため、前記第1.4.(2)「手取金の使途」に記載のオンサイト発電設備等の改修費用及び当社100%子会社である株式会社日田ウッドパワーのバイオマス発電設備の改修費用のための資金調達を実施する必要がありましたが、前述のとおり、当社は連結子会社の借入金に係る財務制限条項抵触等の点で継続企業の前題に関する注記を付されているため、借入等による新規の資金調達を図ったものの、調達を実施することができませんでした。また、事業構造改革を引き続き推進し、これによる実効をあげるためには、これに耐えうる自己資本の拡充を図ることが必要不可欠であるものの、一方で当社の現在の財務状況では公募増資を行うことは難しく、したがって第三者割当増資による資金調達を検討することとなりました。

そこで、当社は、第三者割当増資の割当予定先となり得る事業会社等、コンサルティング会社、投資会社等より様々な提案を受け、これを検討し、この結果、前記第1.4.(2)「手取金の使途」にも記載の通り、平成22年2月26日開催の当社取締役会において三田証券株式会社を割当先とする新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議いたしました。本新株予約権は、発行総数4,400個、発行価額総額968,000円(新株予約権1個当たり220円)で、新株予約権権利行使1個につき当社普通株式5株(総数22,000株)を新たに発行するもので、平成22年3月15日に発行及び払込みを完了しております。当該新株予約権は、1株あたりの当初行使価格を発行決議日の前営業日の終値(10,680円)とし、以降毎週月曜日の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の日通し出来高加重平均価格の90%に相当する金額に修正する行使価格修正条項(下限行使価格が10,680円、上限行使価格が21,360円)が付されているという特徴を有しております。当社は当初行使価格を基準に、本新株予約権のすべてが行使されることを想定して、新株予約権発行価額総額を含め235,928,000円の資金調達を見込んでおりました。しかし、当社の株価が下限行使価格である10,680円を下回る水準で推移したことにより、権利行使が想定どおり進捗せず、本新株予約権は平成22年3月23日に100個(500株)、平成22年4月15日に100個(500株)が行使価格10,680円に権利行使され、総額10,680,000円の払い込みを得たのみに留まり、当初計画した資金需要を満たす結果とはなっていません。

この状況を踏まえて、当社は他の手段により資金調達が再度実行するため、平成22年8月頃には、銀行等の金融機関からの借入等による新規の資金調達も検討致しましたが、その時点においても、継続企業の前題に関する注記を付されている状況に変化は無く実現には至りませんでした。また、株主割当増資による資金調達についても、株主割当増資を実施した場合に株主が当該増資について申込みを実施するかどうかは不透明であり、また権利の放棄を企図した株主の売却を促進する側面も否定できないため結果的に資金の調達額が流動的とならざるを得ません。更に、公募増資による資金調達についても、前記当社の財務状況を勘案すると、引受証券会社の了解を取ることが難しく、断念せざるを得ませんでした。

そのため、上記を前提として、当社が前記第1.4.(2)「手取金の使途」に記載の資金調達を実施するにあたっては、第三者割当による普通株式での増資が最も現実的な選択肢であると考えに至りました。

(イ)割当予定先である日本テクノとの関係 資本関係

日本テクノ株式会社(以下、「日本テクノ」といいます。)は、平成21年12月に当社株式を市場内取引により取得して以来の当社の株主であり、当社株式の中長期保有を目的として、現時点においても3,902株を保有する関係があります。

フェスコパワーステーション滋賀の株式譲渡及び発電所稼働再開に係る技術支援

前記1.b「提出者と割当予定先との関係」注1に記載のとおり、当社は、平成22年12月10日には、当社子会社であった株式会社フェスコパワーステーション滋賀(以下、「フェスコパワーステーション滋賀」といいます。)の全株式を日本テクノに譲渡しております。なお、フェスコパワーステーション滋賀を譲渡した経緯は、以下の通りです。当社グループの構造改革の一環として、平成21年4月に当社が実施した電力小売事業の分割譲渡の結果、当社グループは電力小売事業から撤退しましたが、この譲渡の対象から同発電所は除外されました。この結果、重油を燃料とする発電を営む同社は、発電所単体としての収益採算が取れない状況となり、電力の販売を停止する状態となっております。一方、日本テクノは特定規模電気事業者(PPS)として電力小売事業を展開しており、また西日本地域での電力小売に参入することを計画中であったため、その供給電源として同発電所の取得、活用を希望しておりました。そこで、平成22年10月から、当社と日本テクノとの間でフェスコパワーステーション滋賀の株式譲渡に係る交渉を開始し、同年12月10日に譲渡が実現しました。この譲渡に伴う発電所の稼働再開に際しては、発電所の運営管理にノウハウを有する当社が、技術支援を実施しました。

白河ウッドパワーの株式譲渡及び発電所運営に係る業務委託

当社は、本件増資の決定と同時に、平成23年2月10日開催の取締役会において、当社子会社である白河ウッドパワーの全株式を割当予定先である日本テクノに譲渡することを決定しております。当社では、平成22年9月に白河ウッドパワーについて、他の事業者と譲渡に関する合意に達してはおりますが、残念ながら当該合意に関しては平成22年12月末を持って解消した経緯があります。この合意解消を受けて、その他の譲渡候補先を探す過程において、日本テクノも候補先の1社として選定し、譲渡に関する条件の交渉を行いました。この結果、日本テクノの提示した譲渡条件が、当社の希望に合うものであったため、同社に譲渡することを決定したものです。日本テクノは2年前より東日本地域において電力小売事業を展開しており、本件株式譲渡の実行後には、白河ウッドパワー等で発電された電気は同社を通じてユーザーに小売りされる予定とのことです。一方、日本テクノは木質バイオマスのみならず発電所運営に関しては経験が浅く、同発電所の今後の運営については、当社子会社である株式会社ファーストバイオスが請け負うことが決定しており、当社グループとの間で一定の継続的な取引関係が生じることが予定されております。

今後の取引の可能性

日本テクノが展開する受電設備保安サービスと、当社が展開している省エネルギー支援サービスは、顧客に提供するサービスがエネルギーの効率的活用を目的とするという点において親和性が高く、また日本テクノの営業ネットワークを通じて当社の省エネルギー支援サービスを展開するという可能性を考慮すると、今後更なる取引関係が構築される可能性があります。

(ウ)日本テクノを割当先とした経緯

前記(イ)「白河ウッドパワーの株式譲渡及び発電所運営に係る業務委託」記載の白河ウッドパワーの株式譲渡に係る協議を経る中で、平成23年1月初旬、日本テクノの電力小売事業担当副社長から当社社長に宛てて、今後の発電所運営の安定度を高めるために当社に一定の資本参加をしたいとの申し出がありました。この申し出は、当社子会社のファーストパイオスが白河ウッドパワーの発電所運営、管理、燃料収集、燃料品質管理、保守整備計画などの業務を請け負い、継続的に質の高い操業を維持することを担保することを目的として、日本テクノ側から提案されたものです。その後、平成23年1月中旬に白河ウッドパワーの譲渡先を日本テクノに確定する過程において、同社副社長と当社社長の協議の中で、増資の形態、規模、時期といった詳細が合意されていったものです。

また当社としてこの申し出を検討する過程では、前記第1.4(2)「手取金の使途」記載の資金調達に要請に適用、また前記(ア)「割当予定先の選定の背景」記載の自己資本の拡充の要請にも適用すること、さらに当社の株式を日本テクノに割り当てることにより、前記(イ)乃至の資本関係及び取引関係の継続に留まらず、前記(イ)の今後の取引関係を発展させ、今後の新たな省エネルギー、及び再生可能エネルギーに関するビジネス展開を図ることが当社の企業価値向上に資する、などの理由を総合的に勘案し、本件増資の割当先を日本テクノとすることを決定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 55,491株

e. 株券等の保有方針

日本テクノからは、当社を事業展開におけるパートナーと位置づけ、当社株式を中長期保有する方針と確認しております。具体的には、日本テクノは特定規模電気事業者(PPS)として電力小売事業を展開しているものの、発電所の運営、管理に関する経験が浅く、同業務に関する技術的、体制的な支援を当社に期待されております。また、日本テクノの電力小売事業の今後の展開において、当社のエネルギーの効率的利用を推進するビジネスとの協調が期待されており、企業環境負荷低減に対する要請に複数の選択肢を提供することが求められております。

なお、当社は、日本テクノから、同社が払込期日から2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を当社に報告する旨の確約を得ており、また、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることについての同意を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、日本テクノの最近の財産状況に関し、日本テクノ作成の平成22年12月31日現在の貸借対照表、損益計算書、平成22年7月度から12月度までの月次計算書類、平成22年資金繰り実績、ならびに平成23年2月3日現在の銀行預金通帳の写しを受領しております。これらの資料から、日本テクノが通常の事業活動を継続する過程において、このたびの増資に伴う払込資金を十分に有していること、また直近の預金残高を銀行預金通帳にて確認しております。日本テクノからは、払込日においては、前記の同社流動性資金からの払込金充当を予定しているものの、同社の主要な取引銀行であるりそな銀行から、長期借入金として5億円の新規借入を実施し、本件増資の払込みに充てる見込みである旨を確認しております。したがって、本件第三者割当増資の払い込みに要する資金の出所は、長期借入金によって賄われるものと理解しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、第三者機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(所在地：東京都港区、代表取締役：古野啓介、資本金：1,000万円)に対し、割当先である日本テクノ並びに日本テクノの株主、役員、役員の兼任企業、その他関係企業等の反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいい、暴力団、暴力団員又はこれらに準じるものを含む。)の関与の有無(反社会的勢力への加盟・所属の有無及び過去の反社会的又は反市場的行為の有無を含むがこれに限られない。)の調査を依頼し、株式会社JPリサーチ&コンサルティングからは、調査対象企業及び個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報、訴訟歴、破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査等を行った結果、日本テクノが本第三者割当増資における割当先として不適切とする反社会的属性及び反社会的行為等は確認されなかった旨の報告を受けることにより、当社は、日本テクノ並びにその主たる出資者、子会社及び役員等が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力に関与していないことを確認しております。

また、当社は、日本テクノから、同社及び同社の役員又は主な出資者が反社会的勢力と何らの関係(経営、運営の関与、資金提供その他の行為を含むがこれに限られない。)を有していないことについての誓約書を受領しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

譲渡制限は設けておりません。

3【発行条件に関する事項】

本第三者割当増資の発行価格につきましては、本第三者割当増資に係る発行決議日の直前営業日である平成23年2月9日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値8,650円といたしました。

近時の裁判例においてもその合理性が認められている日本証券業協会の平成22年4月1日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、第三者割当増資を行う場合は第三者割当増資に係る払込金額は取締役会決議の直前日の価額を基準とされており、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であり、当該価格と同額である本第三者割当の払込金額を含む発行条件について、合理性があると判断したものであります。

なお、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の発行決議日の直前営業日から遡る直近1か月、3か月及び6か月における終値の単純平均は、それぞれ9,186円(1か月平均)、8,170円(3か月平均)、6,885円(6か月平均)となっており、今回の発行価格は、1か月平均に対しては5.83%のディスカウント、3か月平均に対しては5.87%のプレミアム、6か月平均に対しては25.64%のプレミアムとなります。

かかる発行価格については、前述のとおり日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、第三者委員会(当社監査役3名全員(うち社外監査役3名)及び霞が関法律会計事務所の弁護士である石川剛氏を構成メンバーとしております。後記6(3)「大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」参照。)から、新株式の発行価格を含む発行条件は、割当先に特に有利ではなく、有利発行には該当せず適法であるとの意見をj得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数55,491株に係る議決権は55,491個となり、当社の総議決権数90,010個(平成23年2月10日時点)に占める割合が61.65%と25%以上になることから、本第三者割当増資による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本テクノ株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	3,902	4.33	59,393	40.82
環境エネルギー1号 投資事業有限責任組 合	東京都品川区東五反田5-20- 7	11,200	12.44	11,200	7.70
あいおいニッセイ同 和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	2,000	2.22	2,000	1.37
サン・クロレラ販売 株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五 条下る大坂町369番地	1,300	1.44	1,300	0.89
エコバリューアップ ・ファンド・1号株 式会社	東京都新宿区市谷田町3-13	1,000	1.11	1,000	0.69
北村 雅人	滋賀県長浜市	850	0.94	850	0.58
株式会社IHI	東京都江東区豊洲3-1-1	800	0.88	800	0.55
株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11-1	800	0.88	800	0.55
高木 章浩	岩手県釜石市	800	0.88	800	0.55
福田 千恵	福岡県福岡市	786	0.87	786	0.54
計	-	23,438	25.99	78,929	54.24

(注) 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成22年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。なお、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第3位を四捨五入して計算しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記第1.4(2)「手取金の使途」に記載したとおり、当社グループの事業の継続性の確保、並びに今後の成長のためには、オンサイト発電設備やバイオマス発電設備の効率改善、及び安定度確保のための投資、オンサイト発電設備の利用率増加に伴う燃料関係資金確保などを実施し、引き続き事業構造改革を通じた収益改善を図ることが必要と考えております。

また、前記1c「割当予定先の選定理由」に記載の通り、こうした投資に備え、当社では平成22年3月に三田証券株式会社を割当先とする第三者割当の方法により発行した本新株予約権の権利行使が想定どおり進捗せず、資金調達は少額に止まることとなったこと、並びに当社子会社の借入金に係る財務制限条項等の点で継続企業の前提に関する注記を付されているため、当社の金融機関からの借入等による新規の資金調達や公募増資による資金調達ができない状況にあること等の理由から、第三者割当による資金調達を選択せざるを得ない状況にありました。

そのため、当社は、55,491株という大規模な第三者割当ではありますが、当社の極めて厳しい事業環境を打破し、今後の成長を維持行っていくためには、どうしても必要な施策として、本件第三者割当増資を行うことを決定いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響

本第三者割当増資による募集株式の数は55,491株(議決権55,491個)であり、平成23年2月10日現在の当社発行済株式総数90,010株に対して、61.65%の割合(議決権における割合61.65%)の希薄化が生じることとなります。こうした株主価値の希薄化は、既存株主の権利を大きく毀損するものであることは、当社としても充分認識し、慎重な判断を行っております。しかし、前記第1.4(2)「手取金の使途」に記載の通り、本第三者割当増資の調達資金の活用により、当社事業基盤の再構築を実現させるとともに、財務基盤の拡充による収益機会の向上をもたらすこと、前記1c「割当予定先の選定理由」に記載の通り、現状の当社の財務状態では、他の方法による資金調達が困難であること、前記3「発行条項に関する事項」に記載したとおり、平成22年4月1日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、本第三者割当増資は、有利発行には該当しないことを考慮すると、本第三者割当増資は、将来的に企業価値の向上を通じて、既存の株主の皆様の利益保護につながるものと考えて、実施を決断致しました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資を行うまでの背景及び経緯は、前記1c「割当予定先の選定理由」に記載の通りです。

前記(2)「大規模な第三者割当による既存株主への影響」に記載の通り、本第三者割当増資により発行される募集株式の数は、平成23年2月10日現在の当社発行済株式総数90,010株に対して、61.65%の割合(議決権における割合61.65%)という大規模なものであり、会社法上必ずしも求められるものではありませんが、株主総会の承認を経ることも考えられるところ、本第三者割当増資の払込金額は、前述の通り、日本証券業協会の平成22年4月1日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に則ったものであり、当社としては、有利発行には該当しないものと認識していること、及び前記第1.4(2)「手取金の使途」の実現、財務状況の安定化、等の理由から、本第三者割当増資による早期の資金調達の実現が必要と考え、実現までより日程を要する株主総会の開催を経ることなく、第三者委員会による意見を経た上で、本第三者割当増資を行うことといたしました。

当社は、経営者から独立した者の意見として、当社の監査役である井上英信氏、上田淳氏及び斎藤裕氏の3名全員(うち社外監査役3名)及び霞が関法律会計事務所の弁護士である石川剛氏の4名からなる第三者委員会において、前記第1.4.「新規発行

による手取り金の使途」に記載された資金の調達は、当社が将来にわたって事業活動を継続してゆくための不可避の支出であることから、長期的な新規資金の調達を以ってこれらの資金需要に応ずる喫緊の必要性が生じていることが認められること、発電設備の効率化及び安定度改善並びに設備増加に伴う原材料費確保に関する投資により、事業構造改革に伴う収益性の改善が図れることから、本第三者割当増資の資金使途とすることは合理性があると考えられること、当社は継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められており限られた資金調達の選択肢の中で、本第三者割当増資を調達手段とすることは、一定程度の緊急性を一部伴う長期的な資金を確保するための自己資本増加の手段として、合理性があると考えられること、日本テクノは当社株式の中長期保有を予定しており、同社の事業が当社の省エネ支援サービス事業と親和性が高いと認められるので、当社の経営の独立性を維持しつつ同社との協調関係の発展を図ることは、当社の信用を補完し企業価値の向上に資すると思料されること、本第三者割当増資による希薄化規模は財務体質の改善及び信用回復の必要性から合理性があると考えられること、本第三者割当増資の払込金額は当社の株価水準等から鑑みて、特に有利な金額には該当せず妥当性があると考えられること、等から本第三者割当に関し、資金調達の必要性があり、かつ、その手段及び発行条件が相当であるとの意見をj得ております。

なお、第三者委員会の構成メンバーである当社監査役3名は、当社と資本関係及び取引関係等の利害関係が一切ない社外監査役であり、東京証券取引所が確保を求めている独立役員として届出をしております。井上英信氏は、日商岩井株式会社(現双日株式会社)の資金部長及び理事としての経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また経営者としての経験を有しており、上田淳氏は、昭和49年2月の登録以来、税理士として相当程度の知見を有しており、斎藤裕氏は、株式会社シリウス及び日本エンコマース株式会社の代表取締役並びに日本ベリサイン株式会社の常勤監査役への就任を通じ、豊富な知識と経験を備えております。前記の3名とともに、過去当社の従業員であったことはなく、かつ、当社の監査役としての就任期間が長期間に及んではおらず、会社法上の監査役の職責を果たす観点から、客観的かつ中立的な立場からの助言が期待できるものと判断しております。また、第三者委員会の構成メンバーである石川剛氏は、平成22年9月まで当社の社外取締役であったこと及び当社株式を15株保有すること以外に、当社との間に利害関係を有しておらず、平成7年4月の登録以来、弁護士として相当程度の知見を有しており、当社は、同氏からも、客観的かつ中立的な立場からの助言が期待できるものと判断しております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）及び四半期報告書（第15期第1四半期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日（平成22年9月22日及び平成22年11月15日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年2月10日）までの間に以下のとおりリスクが生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したものです。かかる事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成23年2月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

本第三者割当増資による新株発行に関連するリスクは以下のとおりであります。

本第三者割当増資により発行する株式(55,491株)の発行済株式総数(90,010株)に占める割合は61.65%であり、本第三者割当増資により株式が発行された場合、1株当たりの株式の価値に希薄化を生じさせます。

また、本第三者割当増資が完了した場合には、割当予定先である日本テクノの保有する議決権数の合計が当社の発行済株式総数に係る議決権数の40.82%となることから、日本テクノによる当社株主総会での議決権行使が、当社の事業運営等のガバナンスに影響を与える可能性があります。

しかしながら、近年の重油価格の高騰をベースとしたエネルギー原料の高止まりにより、当社グループを巡る事業環境は極めて厳しい状況にある中、当社グループの事業の今後の成長のためには、発電設備の効率化及び安定度改善並びに設備増加に伴う原材料費確保に係る投資が必要であり、また、日本テクノに対する本第三者割当増資は、同社との協調関係を継続発展させ、今後の新たな省エネルギー、及び再生可能エネルギーに関するビジネス展開の点で当社の企業価値向上に資するものであり、株主の皆様利益向上にもつながると考えております。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）の提出日（平成22年9月22日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年2月10日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成22年9月24日提出臨時報告書〕

1 提出理由

平成22年9月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年9月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 会計監査人の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度内において免除することができる旨、および会計監査人との間で会社法に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨の条文を新設し、これに伴う条文番号の変更を行う。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたため、本施行に係る経過的な措置を定めていた附則を削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、島崎知格、児島裕和、小池久士、岡本弘之、河村修一郎及び鈴木信一を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、皆川則雄を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	31,956	1,026	0	(注)1	可決 (96.89%)
第2号議案				(注)2	

島崎 知格	31,756	1,226	0	可決 (96.28%)
児島 裕和	31,796	1,186	0	可決 (96.40%)
小池 久士	31,821	1,161	0	可決 (96.48%)
岡本 弘之	31,769	1,213	0	可決 (96.32%)
河村修一郎	31,794	1,188	0	可決 (96.40%)
鈴木 信一	31,727	1,255	0	可決 (96.19%)
第3号議案	31,897	1,085	0	(注) 2 可決 (96.71%)

- (注) 1. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。なお各議案に対する賛否を確認しなかった当日出席株主の議決権数は加算しておりません。

〔平成22年9月29日提出臨時報告書〕

1 提出理由

当社は平成22年9月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社白河ウッドパワーの営む木質バイオマス発電事業について、東京電力株式会社とソニー株式会社が合併で設立する「サステナブルグリーンパワー株式会社」に事業譲渡することを目的として、東京電力株式会社と「覚書」及び「事業譲渡に関する合意書」を締結することを決定いたしました。また、同日付の株式会社白河ウッドパワーの取締役会においても「事業譲渡に関する合意書」を締結することを決定しております。これにより、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社白河ウッドパワー
住所 東京都中央区京橋二丁目10番2号
代表者の氏名 代表取締役 小池 久士

(2) 当該事業の譲渡先の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 サステナブルグリーンパワー株式会社
住所 福島県白河市大信中新城字塩沢45-5
代表者の氏名 未定
資本金 10百万円
事業の内容 木質バイオマス発電事業

(3) 当該事業の譲渡の目的

当社では事業収益の向上と、財務体質の健全化に向けた取り組みとして、かねてより事業構造の変革に取り組んでおります。昨年度(平成22年6月期)の当社グループにおけるセグメント毎の事業収益(営業利益)は、省エネ支援サービス事業が95百万円、グリーンエネルギー事業 559百万円となっており、グリーンエネルギー事業の再建が大きな課題となっております。バイオマス発電事業の不振の要因は、燃料である木質チップの価格高止まり、電力および環境価値の販売価格の低迷、高水準の設備整備コストなどによっております。当社ではこうした状況を抜本的に改善し、燃料や電気などの価格リスクを排除するため、木質バイオマス発電への取り組みを、これまでとは違った側面から関わっていく方向に転換することを意図しております。

つまり、発電事業の主体として発電所を所有運営する立ち位置から離れ、木質バイオマス発電を側面支援する事業へと転換を図ることです。過去4年間に亘り当社グループが培ってきた、木質バイオマス発電に関する運営ノウハウこそが我々の築き上げた資産であり、この貴重なノウハウを提供することで対価を得ていくビジネスへと転換することが、当社の目指すべき方向と考えます。

この方針を具体化するため、今年7月には当社子会社である株式会社バイオネンサービスを組織変更し、株式会社ファーストバイオスとして再スタートしました。この変更は、旧バイオネンサービスが白河ウッドパワーの燃料収集のみを目的とした会社であったのに対し、新生ファーストバイオスは、白河のみならず、岩国、日田の各ウッドパワーの燃料収集、燃料品質管理、更には発電所の運転管理全般を請け負う体制へと転換しました。従来各ウッドパワーに在籍していた人員をファーストバイオスに吸収し、3つの発電所の運営・管理・燃料収集・品質管理のすべての業務を一元的に行うよう、体制を整備したものです。

現在わが国には多数の木質チップを燃料として使用する発電所が存在します。その使用する木質チップは、当社グループの発電所のように100%木質チップのものもごく少数存在しますが、その他の多くは他の化石燃料(石炭など)との混焼となっております。この理由は、木質チップの安定収集の難しさ、木質チップの燃料としての品質管理の難しさ、安定燃焼を継続することの難しさ等に起因しています。当社グループでもこうした困難に直面し、幾多の問題解決を繰り返して、ようやく今日の安定稼働へと辿り着きました。現時点における当社グループのバイオマス発電所の稼働率、燃料効率は極めて高い水準にあり、この運営ノウハウはわが国でも屈指のものと自負しております。

この度の発電設備の譲渡に関しましては、東京電力ならびにソニー両社から、当社グループのこれまでの実績と、木質バイオマス発電に関する優れたノウハウが評価されたものと認識しております。また今後の展望として、当社グループだけの努力では燃料である木質チップの低価格化には限界があり、両社のような強力な事業主体が発電所を所有・運営していくことが、わが国の木質バイオマス発電の健全な発展のためには不可欠であると判断し、この度の事業譲渡を決断したものです。

(4) 当該事業の譲渡契約の内容

譲渡資産及び譲渡価額等

株式会社白河ウッドパワーの保有する大信発電所発電設備一式(木質バイオマス専焼)約1,038百万円(平成22年6月30日現在)を譲渡価額900百万円にて譲渡いたします。また、現在白河ウッドパワーが保有している電力、RPS等の販売に関する契約、及び発電事業に必要な燃料や、その他の保守・整備等に関する契約について譲渡または承継する予定です。

事業譲渡の要件

本件事業(白河ウッドパワーのバイオマス発電事業)は、経済産業省の新エネルギー事業者支援対策費補助金の交付を受けた補助事業です。このため、本件事業を譲渡するためには、経済産業大臣の承認を必要とします。今後、これに向けた手続きを実施し、経済産業大臣の承認が得られた後に本件クロージングを実行する予定です。

事業譲渡の日程

平成22年9月29日	事業譲渡に関する「覚書」及び「事業譲渡に関する合意書」承認取締役会(ファーストエスコ)
平成22年9月29日	事業譲渡に関する「覚書」調印

平成22年9月29日 「事業譲渡に関する合意書」承認取締役会
(白河ウッドパワー)
平成22年10月上旬(予定) 「事業譲渡に関する合意書」調印
平成22年11月中旬(予定) 「事業譲渡に関する詳細協議書」調印
平成22年11月下旬(予定) 株主総会(白河ウッドパワー)
平成22年11月下旬(予定) 事業譲渡日
〔平成23年1月26日提出臨時報告書の訂正報告書〕

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成22年9月29日に提出いたしました臨時報告書につきまして、記載内容に変更がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

平成22年9月29日付けで提出いたしました臨時報告書に記載のサステナブルグリーンパワー株式会社に当社子会社である株式会社白河ウッドパワーの営む木質バイオマス発電事業の事業譲渡することについて、同社と締結いたしました事業譲渡を目的とした合意書は平成22年12月31日をもって失効し、本事業譲渡は中止となりました。

〔平成23年1月31日提出臨時報告書〕

1 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものです。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社岩国ウッドパワー
住所 東京都中央区京橋二丁目10番2号
代表者の氏名 代表取締役 小池 久士
資本金 1,467,304千円
事業の内容 発電事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の保有に関する議決権の数
異動前 71,416個
異動後
総株主等の議決権に対する割合
異動前 100%
異動後

(3) 異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が保有する株式会社岩国ウッドパワーの株式全てをエムアンドディーグリーンエネルギー株式会社に譲渡したことに伴い、株式会社岩国ウッドパワーは当社の特定子会社に該当しないこととなりました。

異動年月日

平成23年1月31日

3 白河ウッドパワー株式の譲渡について

当社は、平成23年2月10日開催の取締役会において、当社子会社である白河ウッドパワーの全株式を割当予定先である日本テクノに対して100,000,000円で譲渡することを決定しております。なお、当該株式譲渡にあたっては、白河ウッドパワーが有するローン債務はそのまま白河ウッドパワーが引き継ぐこととし、また、当社の当該ローン債務に係る保証人としての地位は日本テクノが引き継ぐ予定で関係者と協議中です。

白河ウッドパワーにつきましては、当初、前記の平成22年9月29日提出臨時報告書のとおり、サステナブルグリーンパワー株式会社への事業譲渡が合意されておりましたが、当該事業譲渡に関する合意は、平成23年1月26日提出臨時報告書の訂正報告書記載のとおり既に失効しております。

前記の事業譲渡契約の失効後も、当社は、「グリーンエネルギー事業」における、発電所を所有、運営する事業から木質バイオマス発電を側面支援する事業への転換のために、白河ウッドパワーの譲渡先を検討しておりましたが、数社との交渉の結果、日本テクノを白河ウッドパワーの全株式の譲渡先として決定いたしました。

4 業績の概要

平成23年6月期第2四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。なお、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。また、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間 末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	269,679	551,678
受取手形及び売掛金	1,164,578	1,239,499
原材料及び貯蔵品	211,698	202,715
その他	278,444	461,096
貸倒引当金	100	400
流動資産合計	1,924,300	2,454,589
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,888,806	3,885,904
減価償却累計額	1,045,370	960,227
建物及び構築物（純額）	2,843,436	2,925,676
機械装置及び運搬具	18,821,075	18,685,125
減価償却累計額	8,264,557	7,647,864
機械装置及び運搬具（純額）	10,556,518	11,037,261
工具、器具及び備品	111,545	110,785
減価償却累計額	89,019	86,046
工具、器具及び備品（純額）	22,526	24,739
土地	809,579	809,579
リース資産	602,888	558,287
減価償却累計額	110,438	72,075
リース資産（純額）	492,449	486,211
有形固定資産合計	14,724,509	15,283,468
無形固定資産		
電気供給施設利用権	185,109	193,799
その他	9,885	13,412
無形固定資産合計	194,995	207,212
投資その他の資産		
長期貸付金	2,025,000	2,025,000
破産更生債権等	45,857	50,601
長期前払費用	228,927	268,338
長期預け金	345,323	342,050
その他	21,639	31,648
貸倒引当金	1,316,747	1,321,491
投資その他の資産合計	1,349,999	1,396,147
固定資産合計	16,269,504	16,886,828
資産合計	18,193,804	19,341,418
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	441,664	475,490
1年内返済予定の長期借入金	846,087	889,928
未払金	223,939	423,744
1年内支払予定の長期未払金	1,458,484	1,311,401
リース債務	85,189	75,823
未払法人税等	52,202	46,428
賞与引当金	19,495	18,605
メンテナンス費用引当金	387,848	314,085
契約損失引当金	44,138	48,109
その他	193,006	196,685
流動負債合計	3,752,057	3,800,304
固定負債		
長期借入金	5,049,272	5,344,388
長期未払金	6,809,444	7,520,267
リース債務	445,165	443,593
メンテナンス費用引当金	10,020	119,556

契約損失引当金	668,550	703,150
金利スワップ負債	258,515	289,056
長期預り金	387,833	384,227
固定負債合計	13,628,800	14,804,240
負債合計	17,380,858	18,604,544
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,600,231	6,600,231
資本剰余金	4,288,441	4,288,441
利益剰余金	9,818,136	9,863,667
株主資本合計	1,070,536	1,025,005
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	258,515	289,056
評価・換算差額等合計	258,515	289,056
新株予約権	924	924
純資産合計	812,945	736,873
負債純資産合計	18,193,804	19,341,418

(2) 四半期連結損益計算書

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
売上高	3,238,846	3,382,090
売上原価	3,336,935	3,021,990
売上総利益又は売上総損失()	98,089	360,100
販売費及び一般管理費	277,078	247,101
営業利益又は営業損失()	375,168	112,998
営業外収益		
受取利息	4,101	1,267
その他	1,602	4,780
営業外収益合計	5,703	6,048
営業外費用		
支払利息	132,499	120,566
その他	0	16,477
営業外費用合計	132,500	137,043
経常損失()	501,964	17,997
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	5,043
メンテナンス費用引当金戻入額	-	86,496
特別利益合計	-	91,540
特別損失		
貸倒引当金繰入額	245,000	-
事業構造改善費用	-	11,390
特別損失合計	245,000	11,390
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	746,964	62,152
法人税、住民税及び事業税	3,438	16,621
法人税等合計	3,438	16,621
少数株主損益調整前四半期純利益	-	45,530
少数株主損失()	754	-
四半期純利益又は四半期純損失()	749,648	45,530

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	746,964	62,152
減価償却費	817,348	755,547
貸倒引当金の増減額(は減少)	245,000	5,043
事業構造改善費用	-	11,390
メンテナンス費用引当金の増減額(は減少)	206,223	122,270
設備改善費用引当金(は減少)	23,781	-
契約損失引当金の増減額(は減少)	68,742	38,571
受取利息	4,101	1,267
支払利息及び社債利息	132,499	120,566
売上債権の増減額(は増加)	182,906	74,921
たな卸資産の増減額(は増加)	56,461	16,950
その他の資産の増減額(は増加)	74,239	17,138
仕入債務の増減額(は減少)	85,247	7,679
預り金の増減額(は減少)	69,750	8,683
未収消費税等の増減額(は増加)	20,468	12,634
未払消費税等の増減額(は減少)	33,048	8,159
その他の負債の増減額(は減少)	55,075	87,637
小計	397,313	790,812
利息及び配当金の受取額	4,008	1,273
利息の支払額	121,008	106,624
法人税等の支払額	10,327	3,564
法人税等の還付額	5,668	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	275,655	681,897
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	119,985	49,994
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	9,630
出資金の回収による収入	100	-
有形固定資産の取得による支出	59,316	134,701
貸付金の回収による収入	15,000	100,000
子会社株式の取得による支出	5,000	-
差入保証金の差入による支出	-	95
差入保証金の回収による収入	24,020	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	94,788	24,828
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	380,000	-
長期借入金の返済による支出	371,354	338,956
セール・アンド・割賦バック取引に基づく資産売却代金の受入額	51,973	-
割賦債務の返済による支出	601,704	563,880
リース債務の返済による支出	18,615	35,892
担保に供した預金の増減額(は増加)	86,031	232,922
財務活動によるキャッシュ・フロー	473,669	705,806
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	103,225	919
現金及び現金同等物の期首残高	253,015	158,056
現金及び現金同等物の四半期末残高	149,789	158,975

(4) 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、平成20年9月期（第13期第1四半期）より子会社発電所シンジケート・ローン契約の財務制限条項への抵触や前連結会計年度まで3期連続の営業損失を計上したことにより継続企業の前提に関する注記を記載しております。当第2四半期連結会計期間では、省エネルギー支援サービス事業の産業系顧客に対するオンサイト自家発電事業や業務系顧客に対する省エネESCO事業の業績の堅調な推移と、また、グリーンエネルギー事業におけるバイオマス発電事業の運転業務、燃料調達業務等を集約したことによるコストの低減により営業利益の黒字を達成しております。しかしながら、ウッドパワー発電子会社の株式譲渡に係る損失の計上や当社グループの事業構造改革は進行途中である点、ウッドパワー発電子会社の財務制限条項は現在引続き2社が抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義が存在していると判断いたしました。当社グループでは、これらの事象を解消するべく以下の諸策を講じておりますが、現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

・収益性の改善

当社グループでは、前連結会計年度に引続き省エネルギー支援サービス事業及びグリーンエネルギー事業の収益性を確保するため抜本的な事業構造の改革を推進しております。省エネルギー支援サービス事業では、オンサイト自家発電事業のメンテナンスコスト等の低減、エネルギーサービス料の見直しや業務系省エネESCO事業での省エネルギー診断、コンサルティングの受注、新たな顧客領域の拡大を実践してまいりました。また、グリーンエネルギー事業では、当期の期首となる平成22年7月より当社の100%子会社である㈱ファーストバイオスに各ウッドパワー発電子会社の従業員を集約し、バイオマス発電所の運転技術の向上や燃料調達、メンテナンスコストの低減に努めてまいりました。

当第2四半期連結会計期間においては、これらの対策により営業損失は黒字に転換することができましたが、当社グループでは引き続き大幅な事業構造改革を推進し省エネルギー支援、及び新エネルギー導入支援、さらにカーボンマネジメントを軸としたサービスの提供に経営資源の集中を図ってまいります。今後、岩国ウッドパワー及び白河ウッドパワーのバイオマス発電所は、当社グループの連結対象会社より除外される見通しですが、日田ウッドパワー発電所を中心とした木質バイオマスによる新エネルギーの付加価値向上に注力するとともに新たな事業モデルとなる木質バイオマス運営業務に関する販路拡大を企図してまいります。当社グループでは、今後も従来からの「省エネ」「イコール」「省コスト」といった事業モデルから脱却し、これまで培ってきた省エネESCOのノウハウを軸として、低炭素社会の実現に向けたトータルな支援業務を展開してまいります。

・子会社借入金に係る財務制限条項への抵触

当社グループの子会社である㈱日田ウッドパワー、㈱白河ウッドパワーは、発電所建設資金をそれぞれメガバンク2行をアレンジャーとするシンジケート・ローン契約により調達しております。この2社について現在財務制限条項に抵触しております。

上記2社のシンジケート・ローン契約の平成22年12月31日現在の残高は、次の通りです。

㈱日田ウッドパワー 2,250,000千円

㈱白河ウッドパワー 1,687,500千円

当社は上記借入金について債務保証を行っております。

当該状況により、当社連結グループの継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。

当社グループは当該疑義を解消すべく次の諸策を実施しており、今後も継続して推進いたします。

<各ウッドパワー発電所の収益改善策>

発電所の電力及び新エネルギー価値（RPS等）の向上

発電電力単価の改定を販売先の特定規模電力事業者へ申し入れ、一部実施。電力事業者を対象としたRPS証書のほか、電力消費者を対象としたグリーン電力証書等環境価値の販売推進。

木質チップ燃料の安定的な確保

各ウッドパワー発電所の立地条件を考慮し、収集地域の拡大、林地残材系と解体土木残材系のそれぞれの調達ルートの開拓、及び従前の木質チップ以外の代替燃料の開拓等。

発電原価の低減

木質焼却灰処理費を低減する方策として灰固化技術を利用した新たな処分スキームの実施、及び燃料品質改善によるメンテナンスコストの削減等。

協業に有益なパートナーとの提携

燃料調達、財務基盤等の安定性に資するパートナーとの協業等。

<当社グループ全体への影響回避策>

子会社発電所の電力販売は、二酸化炭素排出係数の極めて低い電力としての付加価値をより一層高めるべく販売チャネルを拡大。

各ウッドパワー個別の財務、資金状況に対応して、当社より事業資金を提供することによりそれぞれの財務状況を改善するとともに、シンジケート・ローンレンダーに対しては財務制限条項抵触の免除を申し入れ。

木質バイオマス発電による新エネルギー価値（RPS/グリーン電力証書等）と省エネルギー支援事業部門のエネルギー使用量削減サービスを一体化することにより、新たな付加価値としての総合的な排出量削減サービスを提供していく。温暖化ガス、とりわけ二酸化炭素の排出削減に向けたカーボンマネジメント事業への重点的な展開を図る。

このような施策を実施する一方、子会社が財務制限条項に抵触している事実について各シンジケート・ローン契約先と協議を行っており、期限の利益の喪失を猶予し引続き継続的な取引を維持して頂く見込みです。

現在、これらの取組みを実施することにより、連結グループでの黒字化に向けた計画を鋭意推進中であり、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しております。したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(5) セグメント情報

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)

	省エネルギー 支援サービス 事業 (千円)	グリーンエナ ジー事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,964,003	1,274,843		3,238,846		3,238,846
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		3,575		3,575	(3,575)	
計	1,964,003	1,278,418		3,242,421	(3,575)	3,238,846
営業利益又は営業損失()	63,381	272,372	53,929	262,920	(112,247)	375,168

(注) 1. 事業は、当社グループが顧客に対して提供するサービスの類似性に従って区分しております。

2. 各区分に属する主要なサービス

事業区分	主要な商品・製品及びサービス
省エネルギー支援サービス事業	顧客企業の省エネルギーを支援することを目的とした事業。顧客企業のエネルギー使用実態を調査・診断し、省エネルギー設備の施工・運用を一貫して行います。
グリーンエネルギー事業	木質バイオマス等を燃料とする新エネルギーによる発電事業で、発電のみならず地域環境の改善を目的とした事業。

3. 前連結会計年度において電力ビジネス事業を分割譲渡したことにより、第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメント情報の区分が、「省エネルギー支援サービス事業」と「グリーンエネルギー事業」、「その他事業」の3つの区分となりました。

4. 平成21年4月1日付で電力ビジネス事業は、分割譲渡した㈱F-powerに承継されたため当社グループでは営んでおりません。このため、㈱フェスコパワーステーション滋賀の発電事業をその他の事業として集計しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社の事業区分は、当社の内部管理上採用している区分をベースに、顧客企業のエネルギー使用実態の調査・診断及び省エネルギー設備の施工・運用等を行う「省エネルギー支援サービス事業」と、木質バイオマス等の新エネルギーによる発電を行う「グリーンエナジー事業」の2つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	省エネルギー支援サービス事業	グリーンエナジー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,876,820	1,505,270	3,382,090		3,382,090
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,300	6,000	9,300		9,300
計	1,880,120	1,511,270	3,391,390		3,391,390
セグメント利益	53,247	183,415	236,663	40,870	195,792

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、(株)フェスコパワーステーション滋賀の発電事業の費用です。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	236,663
「その他」の区分の利益	40,870
全社費用(注)	82,794
四半期連結損益計算書の営業利益	112,998

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

(7) 重要な後発事象

当社は、平成23年2月10日開催の取締役会において、日本テクノ株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行及び当社100%株式保有の子会社(株)白河ウッドパワー株式の全株を同社に譲渡する事を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

第三者割当増資の概要

割当先：日本テクノ株式会社

事業内容：変電設備保安事業、電力小売事業

払込期日：平成23年2月28日

発行株式の種類及び株数：当社普通株式 49,029株

発行価格：1株当たり8,650円

調達資金の額：479,997,150円(差引手取概算額 476,497,150円)

募集又は割当方式：第三者割当方式

払込期日(発行日)：平成23年2月28日

資金の用途：当社グループ所有の発電設備改修に充当する予定です。

備考：本第三者割当増資の実施により、同社の保有比率は40.82%となり当社の主要株主かつ筆頭株主となります。

㈱白河ウッドパワー株式譲渡の概要

売却先：日本テクノ株式会社

売却時期：平成23年3月（予定）

売却価格：1億円

売却後持分：0.00%

当社は、平成22年12月28日開催の取締役会において、当社100%株式保有の子会社、㈱岩国ウッドパワー株式の全株をエムアンドディーグリーンエネルギー株式会社に譲渡する事を決議し、平成23年1月31日に完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

㈱岩国ウッドパワー株式譲渡の概要

売却先：エムアンドディーグリーンエネルギー株式会社

売却時期：平成23年1月31日（実施済）

売却価格：1円

売却後持分：0.00%

なお㈱岩国ウッドパワー及び㈱白河ウッドパワーの連結子会社2社は本株式譲渡により第3四半期連結会計期間において連結範囲から除外となります。これによる影響額につきましては上記2社株式の売却損益及び諸費用含めて672百万円発生する見込みとなります。会計処理につきましては第3四半期連結会計期間において事業構造改善費用として実施いたします。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日	平成22年9月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半 期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制報告書

平成21年9月18日

株式会社ファーストエスコ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 君和田 安二

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野口 准史

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2期連続の営業損失及び重要な当期純損失を計上した。また、会社の子会社3社がシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触する事実が発生しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映していない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファーストエスコの平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ファーストエスコが平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制報告書

平成22年9月22日

株式会社ファーストエスコ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 君和田 安二

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野口 准史

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は3期連続の営業損失及び重要な当期純損失を計上した。また、会社の子会社3社がシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触する事実が発生しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファーストエスコの平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ファーストエスコが平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社ファーストエスコ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 君和田 安二 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野口 准史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで3期連続の営業損失を計上し、当第1四半期は営業利益を計上しているものの事業構造改革が進行途中である。また、会社の子会社2社がシンジケートローン契約について引き続き財務制限条項に抵触しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月18日

株式会社ファーストエスコ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 君和田 安二

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野口 准史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコの平成21年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2期連続の営業損失及び重要な当期純損失を計上した。また、会社の子会社3社がシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触する事実が発生しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年9月22日

株式会社ファーストエスコ

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 君和田 安二

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野口 准史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコの平成22年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は3期連続の営業損失及び重要な当期純損失を計上した。また、会社の子会社3社がシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触する事実が発生しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。